

令和5年第5回廿日市市議会（第4回定例会）条例新旧対照表

議案第77号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	…… 1
議案第78号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	…… 7
議案第79号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	…… 9
議案第84号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に ついて	…… 13

議案第77号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）とする。 （期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	（給与の種類） 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）とする。 （期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

改正後	改正前
第24条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154号（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。 2・3 （略）	第24条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154号（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。 2・3 （略）

改正後	改正前
（期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	（期末手当） 第23条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 6 （略） （勤勉手当） 第24条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

改正後	改正前																																
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>422,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>472,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>533,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>608,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>710,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>376,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

議案第78号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

改正後	改正前
（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	（給与の額等） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

議案第79号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 3 （略） （第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） <u>（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）</u> 第15条の2 <u>第2号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</u> <u>2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> <u>3 前項の勤勉手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	（給与の種類） 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。 3 （略） （第2号会計年度任用職員の期末手当） 第15条 （略） 2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） （新設） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>4 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。</u> (第1号会計年度任用職員の期末手当) 第26条 (略) 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) (第1号会計年度任用職員の勤勉手当) 第26条の2 <u>第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</u> <u>2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> <u>3 前項の勤勉手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>4 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。</u>	(新設) (第1号会計年度任用職員の期末手当) 第26条 (略) 2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 （略） （1） （略） （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 5 （略）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （部分休業をすることができない職員） 第16条 （略） （1） （略） （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員（地方公務員法_____第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第17条 （略） 2・3 （略） 4 職員（会計年度任用職員_____を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 5 （略）

※会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

議案第 8 4 号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について案新旧対照表
○広島県市町総合事務組合規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
共同処理する事務	組合市町	共同処理する事務	組合市町
1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合	1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合
(略)		(略)	